

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出がありました。

平成二十六年四月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業者の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	廃止年月 日
株式会社ロ セット	奈良市西之阪町 二四―二	えがお	奈良市西大寺 本町二―二〇 プラムキャ ッスルS― 三〇三号室	児童発達支 援 放課後等デ イサービス	平成二十 六年三月 三十一日
檜原市	檜原市八木町一 ―一―一八	檜原市中心 障害児訓練 施設かしの 木園	檜原市久米町 六七八	児童発達支 援	平成二十 六年三月 三十一日
介護のみき 株式会社	大和高田市昭和 町二―三三	児童デイサ ービス事業 所介護のみ き	檜原市鳥屋町 二四―七	放課後等デ イサービス	平成二十 六年三月 三十一日